

榆 苑

岡田大岬(昭和45年卒)

北大法学部 同窓会報

第29号

発行／北海道大学法学部同窓会

発行日／2014年2月10日

電話／(011)706-3941

dosokai@juris.hokudai.ac.jp

印刷／(株)須田製版



今村成和名誉教授撮影、北大構内にて

延齡草

平凡な生活の中に

松村 良之

私、59歳の時に千葉大学に転出し、千葉大学も65歳で一昨年定年になりました。その後は常勤の職にはつかず、よく言えば勝手気ままに暮らしています。一応、明治大学研究・知財戦略機構の客員研究員(法と社会科学研究所所屬)にさせていただき、若干のスペースと、科学研究費の管理をしてもらっています。都内の法科大学院での若干の非常勤、外部の委員会の仕事もありますが、ずいぶん時間には余裕が出来ました。とはいっても無趣味ということ、そういう方面に精を出すということもありません。

私、北大を去ったあとも、研究会その他で2ヶ月に3回くらいは北大にお邪魔しています。名誉教授室(非常勤講師室)で、80歳を超えて大変お元気な五十嵐先生にしばしばお会いしました。先生は現役時代からエレベーターを使わず、階段を歩いておられました。それで、私も遅ればせながら先生にあやかろうと、1、2年前からエスカレーターとかエレベーターを使わずに歩くということをやっています(そうすればわざわざお金を払ってジムに通う必要もありませんし???)。五十嵐先生ほどとは言いませんが、こういう状態であと10年くらいは暮らしていければと思っています。

記事にするような話ではなかったかもしれませんが、趣味もない一研究者の老後の平凡な生活の話として書かせていただきました。

(北大名誉教授)

〔北海道大学大学院文学研究科研究叢書24〕

立憲民政党と政党改良

―戦前二大政党制の崩壊―

井上 敬介著 危機の時代における民政党政治家の思想と行動を通じて、民政党の全体史を明らかにする。戦前の政党政治の崩壊過程のみならず、戦後政治の源流を考察。

【新刊】A5判・63000円

〔北海道大学大学院法学研究科研究選書6〕

法のクレオール序説

―異法融合の秩序学―

長谷川 晃編著 異なる法どうしが融合する過程を、今までにない視座により分析・把握する。

A5判・5460円

市場・人格と民法学

吉田 克己著 民法と憲法、民法改正、民事特別法制の意義、サブリース契約、遺言という民法学の重要論点を網羅。

A5判・7980円

イギリス国立公園の現状と未来

―進化する自然公園制度の確立に向けて―

畠山 武道・土屋 俊幸・八巻 一成編著 イギリス国立公園の沿革、現状と課題を解明。新しい国立公園像を明らかにし、日本の国立公園管理の将来像を構想する。分野を超えた共同研究の成果。

A5判・5880円

環境保全の法と理論

高橋 信隆・巨理 格・北村 喜富編著 環境法の基本的な考え方、個別法のポイント、訴訟解説、重大事件についての現場感覚あふれるコメントを一冊に凝縮。最新の研究成果や判例動向をベースに、一定の水準を確保しつつも平易な叙述により、学部授業、学部ゼミから法科大学院まで対応する新しいテキスト。

A5判・〔近刊〕

北海道大学出版会 〒060-0809 札幌市北区北9西8 北大構内 [価格は5%税込]
Tel. 011(747)2308/Fax. 011(736)8605・http://www.hup.gr.jp/

東京基準より北海道基準、北の夢。

☆ ぷらう

代表取締役社長 石川 裕一

株式会社 ぷらう

〒060-0063

北海道札幌市中央区南三条西4丁目12-1 アルシュビル8階

TEL: 011-219-2223 FAX: 011-219-2885

会長へ挨拶

法学部同窓会会長 向井 諭



御挨拶が遅れましたが、一昨年一〇月の総会で法学部同窓会の会長に選出されました。私は昭和四四年に入学し、四六年に法学部に学部移行し、五〇年三月に卒業しましたので、相馬前会長よりかなりの若輩者ですが、よろしくお願い申し上げます。

北大は札幌農学校以来の伝統を受け継ぎ、戦前は七帝大の一つとして、また戦後は新制大学の雄として、世界に有為な人材を送り出すとともに、新天地北海道開拓の中心的役割を担ってきた名門大学であり、その中で法学部は戦後の昭和二二年に法文学部として創設されたことを基礎としておりますが、他学部と同様、戦後日本の復興のため、またその後の高度経済成長期から現在に至るまで、一万人を超える多くの卒業生を輩出し、官界、経済界、法曹界をはじめとし、社会に大きく貢献して参りました。

このように伝統のある北大法学部の同窓会会長に就任し、その職責の重さをあらためて感じているところでござ

います。

ところで、私にとって北大は結構身近な存在としてありました。私は札幌は薄野の生まれで、薄野の街中で育ちましたから、小学校の遠足で北大に行き、中央ローンの辺りで弁当を食べ、野球をし、天気の良い日曜の朝などに自転車で街を北へ走っていると、いつの間にか北大に着いてしまうこともありました。人気がない朝の北大構内を自転車で行くと、とても気持ち良かったことを思い出します。当時はボプラ並木に観光客もいませんでしたし、広い構内には緑の中に建物个点在していて、まさに牧歌的な場所でした。勉強の嫌いな薄野の小学生が、将来、大学生になるとは想像できませんでしたし、北大で学ぶことになるとは思ってもいませんでした。ただ、高校に入ると、何となく次は北大に行くことになるのかなと思いましたが、かなり身近にあった学校だったのでしょう。ともあれ、このように素晴らしい大学が私の身近にあり、そこで学べたことは、私にとって大変幸せなことでした。

さて、北大では一昨年、第一回のホームカミングデーを開催致しました。これは、卒業生に北大に来てもらい、親睦を深めることによって同窓生が互いに連携し、連帯を強化することを目的とするものですが、このことによって、皆様の職業、研究あるいは広く生活の充実、発展の契機となる事は多いと思います。

私達は大学を卒業して実社会に出てしましますと、特に運動部等先輩後輩の繋がりがなければ、実社会での人間関係の中に入ってしまうので、大学と

の繋がりが希薄になってしまいます。このことは寂しいことですが、実は大変惜しいことでもあります。もし同窓生間の交流が密になれば、仕事の上でも研究の上でも生活の上でも、ちょっとしたことを尋ねることができ、また一緒に活動して成果を上げることができるとは結構あると思います。実はこのホームカミングデーという行事は、卒業生の援助を必要とした私学ではかなり前から行われていたもので、五〇回以上行っている大学も多いとのこと。ところが、国費、公費により運営されてきた国公立大学では行われておらず、最近になって独立行政法人化したことにより、これを始める国公立大学も出て来たとのこと。企業などでは、何となく私学出身者の連帯感を感じますが、その理由はこんなところにもあったのかもしれない。

我が国は資源に恵まれておりませんから、技術立国を目指すなければなりません。そのためには知識の集積、交流が是非とも必要です。それは理工系、医歯系の卒業生間の話ではなく、我々文系の卒業生にも言えることで、むしろ理工系、医歯系と文系が交流することによって発展させることができるのです。

前に述べました通り、北大は長い伝統を持ち、ノーベル賞受賞者をはじめ多くの優秀な卒業生を輩出しています。北大の卒業生達が、ホームカミングデーに北大に集うことにより、多くの交流が生まれ、そこから多くの業績が生まれることでしょう。特に北大には、内地から(私のような古い北海道民は、本州以南のことを「内地」と呼びます)多くの入学者が来

ます。北大の研究環境に魅力を感じるのか、北の大地に憧れるのか、単に札幌の街が好きなのか、色々な理由はあるのでしょうが、北大には若者を惹きつける何かがあるのでしょうか。ですから、その若き日を過ごした北大に、機会があればまた訪れたいと思っている卒業生は沢山いるはずです。この北大で行われるホームカミングデーは、本当に今後も発展させなければなりませんし、我々はそれを支えなければならないと思います。

昨年は第二回のホームカミングデーが行われ、法学部では、私の恩師の一人でいらつしやる五十嵐清先生の講演も行われました。声の調子も話し方も四〇年前と変わりません。私も四〇年前のひと時に身を委ねることができました。学生時代にもっと勉強しておけば良かったと思うのは、卒業生のほぼ全員に共通する思いでしょう。その時に必ず思い起こすのは、講義あるいはゼミの情景ではないでしょうか(内容は殆ど思い出せません)。その情景の中に浸れるのが、ホームカミングデーです。そうして、その夜に開かれる懇親会では、アルコールも加わり、先輩後輩の分け隔てなく、さらに親睦と交流を深め、今後の人生、あるいはより大きく全世界の未来のために資する何かを得ることができると思います。今年も第三回のホームカミングデーが九月二七日に開かれ、法学部でも卒業生の皆様に楽しんで頂ける行事を企画しております。これが今後の法学部の更なる発展の機会となるよう、今後とも皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

学部長と挨拶

法学研究科長 巨理 格



一昨年12月から法学研究科長・法学部長を務めさせて頂いております。同窓生の皆様には、様々な場でお会いすることがあるかと存じますが、何とぞ宜しくお願い致します。

さて、北大法学部は、1947年の法学部創立以来67年目を迎えています。法学部として独立した1953年から数えても、61年目に当たります。この間、様々な分野に多くの優秀な人材を輩出しており、教育・研究いずれでも高い評価を頂いています。

このような歴史にまつわる出来事として、昨年9月28日、「今村成和先生生誕100年の集い」を、同窓会との共催により開催致しました。7月20日は今村先生の生誕100年目に当たることを記念してのもので、今村先生は、法学部教授として法学部長等を歴任された後、1975年から1981年まで学長を務められました。行政法、経済法および憲法という幅広い分野で活躍された今村先生にちなんで、集いでは、畠

山武道先生（早稲田大学法務研究科教授・本学名誉教授）、来生新先生（放送大学副学長・横浜国立大学名誉教授）、中村睦男先生（本学元総長・名誉教授）、五十嵐清先生（本学名誉教授）から、それぞれご講演を賜りました。また、高橋高志氏（札幌市社会福祉協議会常務理事）と厚谷襄児先生（本学名誉教授）からも、今村先生にまつわるスピーチを頂くことができました。参加者は117名に上り、歴史を通して北大法学部のアイデンティティを再認識する恰好の場となったのではないかと思います。

本年はまた、名誉教授である実方謙二先生が瑞宝中綬章を受勲されるという、大変嬉しい出来事もありました。実方先生は、1975年から1996年までの21年間にわたり法学部教授を務められ、経済法の分野で卓越した業績を残されました。学問に対する先生の真摯かつ情熱的な姿勢は、私ども後進の者たちにとって鑑となる存在にほかなりません。他方、法学部を取りまく環境は、近時、厳しさを増してきています。なかでも、北大法学部の入学試験志願者は減少傾向にあります。もともと、3年前に導入された総合入試で入学した文系学生につきましては、その最上位層が法学部に進級してきていますので、一概に「法学部離れ」とばかりは言えない事態だと思われまふ。いずれにしましても、法学部で学ぶことの意味や卒業後の進路等について、若者がどのようなイメージを持っているかを冷静に見きわめ、法学部教育の将来像を考える必要があるように思われます。

卒業生の就職先は、公務員、金融、情報通信、電気・ガス・水道等のほか、ほぼすべての業種に及んでおり、従前と大きく異なるところはあります。また、大学院（研究大学院、法科大学院、公共政策大学院等）進学者も全体の2割程度います。大学院生の場合はその後の進路が重要です。研究大学院に進学した者の多くは、着実に修士論文や博士論文を書き上げ大学教員等の職を得ていますが、研究者志望者の人数が全体として減少傾向にあることは否めません。他方、全国に法科大学院が、現在、非常に厳しい状況に直面している中で、北大法科大学院の修了生は、今年度の場合、受験者150名中50名がみごと司法試験に合格しています。修了生1人が3回受験して合格する者の比率で見ますと、北大法科大学院は60・7%であり、これは全国で8番目に高い数値です。このような実績は、決して理想通りとまでは言えませんが、また年度によって多少の変動はあります。しかし、困難な状況の下でも、トッピクラスの法科大学院としての存在感を示しているのではないかと、自負しているところです。

全学に目を転じますと、北海道大学は、「新渡戸カレッジ」と「現代日本学プログラム」の二本立てによるバイリンガル・キャンパスの実現に向かって動き始めています。「新渡戸カレッジ」は、今年度から、全学の新生を中心に200名選抜し、在学期間を通して、英語教育を中心とした独自のカリキュラムを履修させるという教育課程であり、原則として半年間以上の海外留学を求めるもの

です。また、「現代日本学プログラム」は、外国人20名程度を対象に新設される学士課程プログラムであり、2015年度から開始します。国内外で日本語を学んだ外国人学生を呼び集め、課程修了後には、日本の良きパートナーとして世界で活躍する教養豊かな人材を養成することを目的とするものです。法学部からも、専門性と国際性を兼ね備えて活躍する多くの人材が輩出するのではないかと、期待しているところです。

最後になりますが、北大榆苑教育基金の募金活動では、同窓生の皆様にお世話になりました。お陰様にて、昨年3月末までに、2千5百万円を超える寄付金を頂くことができました。皆様から賜りましたご厚情に、あらためて御礼申し上げます。ご寄付頂きました浄財は、法学部・法学研究科の教育をさらに飛躍させるための原資として、大切に使用させて頂きます。また、基金自体は昨年末をもって終了致しましたが、全学で進めている「北大フロンティア基金」を通して法学部・法学研究科へご寄付を賜ることは可能です。つきましては、今後とも温かなご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

向井論法律事務所

弁護士 向井論 (昭和50卒期)
弁護士 中島圭太郎

〒001-8611 札幌市中央区大通西45丁目ラスコム15ビル6階
電話 (011) 644-1193
FAX (011) 644-1187



高見進先生を 囲んで

座談会

【出席者】

〈司会〉町村泰貴 北海道大学大学院法学研究科教授
長屋幸世 北星学園大学経済学部経済学科准教授
稲垣美穂子 北海学園大学法学部法律学科講師

平成25年12月20日開催

町村 お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は先日退職されました高見進先生を囲んでの座談会を始めます。まずは、私たち出席者の簡単な紹介をいたします。

まず私、町村ですけれども、高見先生には学部時代のゼミで教えを受け、大学院では、証拠法を中心として研究を指導していただきました。よろしくおねがいします。

長屋 北星学園大学の長屋と申します。高見先生には修士で北大に来たときからお世話になっており、修士、博士課程と、高見先生の下で勉強させていただきました。私がまず高見先生と一緒に勉強させていただいたのは、ドイツ語の強制執行法だったと記憶しております。そこで初めてドイツ語をやったので、それが鮮明な記憶となって覚えております。今は北星学園大学で民事手続法全般を教えております。

稲垣 北海学園大学法学部の稲垣美穂子と申します。私は、4年次に高見先生の民事訴訟法のゼミを履修し、その後、大学院に進学してから、修士課程で3年、博士課程で4年間と、人よりもだいぶ長い間、高見先生にお世話になりました。外国語は、ドイツ語はもちろん、英語と、日本語の一般のゼミも高見先生にお世話になりました。高見先生に指導していただいて、無事博士号を取得すること

ができました。専門は倒産法です。よろしく願います。

町村 以上の三人が、高見先生のいわば弟子筋ということになります(笑)。高見先生は、東大のご出身で、北大にいられて、その後約三〇年間教鞭を執られていましたが、北大の学生にはどのような印象をお持ちだったのでしょうか。

高見 まず、最初に私が北大で過ごせたというのは、私にとって盲亀浮木でした。盲亀浮木というのは、目の見えない亀が浮いた木につかまるといふ字を書いたのですが、私の中学高校を教えてください。退職される時にその言葉を使われました。涅槃経にある話で、一〇〇年に一度しか海面に上ってこれない目の見えない亀が一〇〇年目に上ったときにたまたま浮いていた木に穴があつてそこにもぐり込めるといふ僥倖にめぐりあつたという話だそうです。改めてふりかえってみると私にとっては、北大に勤めることができたのは、本当に幸運なことであつたなあと思っております。北大の学生については、赴任当時は、ものすごく緊張して授業に臨みましたが、すごく素直だなと思いました。だいたい、法律を勉強する学生は人のことを疑うという傾向を持っているものとはかき違っていたのですが(笑)。いろいろ言ったらこういうふうに反論されて、こ

のように反論しなくてはなどと考えていたのですが、そういうこともなく素直に飲み込んでくれるということで、びっくりしました。最近の若い先生方に伺っても、同じようなことをおっしゃるので、それはずつと変わっていません。

町村 そうですか(笑)。ちよつと我々としては意外なイメージなのですが。

稲垣 いいことなのかわるいことなのかよくわかりません(笑)。

町村 高見先生は我々を含めた北大の大学院とロースクールを長く教えてくれましたが、学生とプライベートでのお付き合いやレクリエーションをすることに熱心にやられていましたよね。

高見 プライベートというのは、ソフトボール大会とか、フットサル大会とかそういうものに積極的に出るといふレベルのものでした。それから昔は、法学部に運動会があつて、そういう学部行事には積極的に出て、学生と意思疎通を図るといふふうにはしておりました。それ以上はなんにもないですけど。

長屋 でも私は、お正月の時に、ゼミ生と高見先生のご自宅にお招きいただいて、図々しく朝から晩まで居たこともありましたよね。

高見 そうでした。法科大学院が始まって、教員がすごく忙しくなつてしまふとともに、相手にする学生の数が増えたので、これを選別してということがで

きない。それまでは、民訴のゼミの学生も少なく、それで家に呼んでご馳走するということも思い出せば結構ありましたね。だから、長屋さんは最後の方になると思います。

町村 高見先生は、テニスもお強いですし、法曹テニス大会や北海学園大学、小樽商科大学との対抗戦にも常に出場されていましたよね。スポーツについてはお得意だし、好きだったんですね。

高見 そうですね。そういわれると確かに、テニスもしておりました。一応健康を維持するというに名を借りて、その一環として、スキーやテニスなどのスポーツをしていました。

長屋 先生の研究室に鉄アレイが置いてあったりしましたよね(笑)。

稲垣 私も言おうと思いました。高見先生は、一見したイメージとはちょっと違うという印象がありました。

高見 そうでしたね。

町村 鉄アレイは初めて聞きました。

稲垣 わりと見えるところにありましたね。

長屋 入口のところにありましたね。

町村 フットサルの話なのですが、ロースクールの学生は、フットサルなどのレクリエーションへの参加具合はどうですか。僕の印象では、勉強ばっかりしていて、かといって飲みにはか行っているということもあって、スポーツとかそ

ういうのに乗ってこないように感じるのですが、どうでしょうか。

高見 その年によっていろいろと異なりますが、各クラスで1チーム作れるぐらいの人数が集まりますね。そこで、いろいろ違う学年の人とも話などをしたりして、ちよつとコミュニケーションをとることができると、違う面を見ることができると思います。入学式の時に、趣味をみなさんいますが、最近では、サッカーとかをやっていましたという人も多いし、そういう目で見ると、(運動を)好きな人も結構います。私も最近のゼミのコンパで非常に驚いたのは、来たい人だけ来ていいですよというので、参加しない人がいてもいいんだというふうに運営していると聞いたことですね。昔のコンパっていうのは、それは否応なしに参加させるっていうものでした。これは日本人が伝統的に持っている共同体意識というか、一つの座を形成するっていう、そういうとすごく不安だということに依拠していたと思うのですが、これが若い教員も含め出ない人は出なくてもいいという、そういうふうに変わってきている。そういう意味では、学生の気質というか、社会全体の人と人とのつながりがちよつと変わって来ているのかもしれないですね。

町村 そのへんは皆さんの大学ではいかがですか。

長屋 私は、最初のゼミのときには、強制

参加をさせています。それこそ人に言われて関係を作っていくか、今の学生はなかなか自分から積極的に動いて環境を作っていくかというところがあるようなので、せつかく一年間同じゼミにいますのであるならば、最初にまず機会を提供するという意味で、できる限り全員参加して、なるべく一年間スムーズにいくような関係づくりをしてあげたいなという形ではやっています。やはり、行きたくないと言っている子も居るので、その辺は一度出してみ、嫌なら皆さんがやるかやらないかは決めてくださいというスタンスでやることにしています。稲垣さんはどうですか。

稲垣 私は一年目なのでいろいろ要領がよくわからなくて。私も高見先生と同じように、ゼミのコンパっていうのは全員参加が当然というように頭の中にあります。ですが、学生にコンパをやるからねという、行きますって一応いうんですけど、当日いきなり来ないんですね(笑)。一応私もスタンスとしては、一年間ゼミをやるのだから、発言しやすいつとか、コミュニケーションをとりやすくするためにも最初のコンパは全員参加は当然だということふうには思います。でも、なかなかこういう思いが伝わらないというもどかしい状況です。

長屋 確かに私も学生時代に、初めて高見先生にお会いした時に、大学の先生っ

てやっぱりなんかこう、なかなか自分から近づいていこうというときには結構勇気がいるもんだなというものがあつたので、そういう意味では、学生も遠慮しているというか、そういう場面はあるんじゃないかなという気はしました。

町村 高見先生は、院生教育の方針はどのようなものだったのでしょうか。我々3人も院生教育を受けてきたのです

が。

高見 研究者の養成という意味では、この3人の方々しか育っていないので、大変申し訳ないと思いますが、やっぱり、自分が大学院で民訴を専攻したのは、いろいろ理由がありますが、民訴の授業が面白かったということが一番大きかったと思います。魅力があると思うような授業があつて、それで入ってきて、そこから話が始まるので、そこにもう来ないというのは、授業自体に魅力がなかったんじゃないかというふうに思います。こうやって入ってきた人は、否応なく勉強して立派になられたけど、それ以外のところはうまくリクルートできなかったと思います。これはやっぱり、その力量がないのだと思います。

稲垣 高見先生の講義は、すごく難しいんですよ(笑)。学部で講義を聴きました。が、もうレジュメがものすごく細かくて。学年が上がって大学院に入ってもう一度聴きなおすと、この間よりもちよつとわ



じゃないかっていうふうに、その頃なんか思っていたんだろうね、きつと(笑)。

稲垣 私の時は新聞記事入ってませんでした(笑)。

長屋 個人的に先生にお伺いしたいのですが、民訴の科目っていうのは、配当年次がわりと後半の方に配当されていることが多いと思うんですね。ゼミの勉強をスタートするのも、だいたい基礎がわかって、ちよつと進んでからゼミを選択してっていうふうになっていると思うんですけど、ゼミを取る機会が、そんな選択の情報がない段階で、ゼミを選ばなければならぬといったときに民訴の面白さや、こういうものだということを伝えるということがなかなか難しいと感じているところなのですが、先生そのへんはどのようにされていましたか。

高見 それは、日本の民訴の組立てって、民法がわかっていることが前提で話が始まっている。ある程度民法をやったあとでないと、民訴をやっても何を論じているかわからないというふうになっているんですね。だから、民訴自体を始めるのもちよつと遅くして、民訴のゼミを始めるのもさらに遅くしてと、こういうふうにするのがバランスとしては良い、と。しかし、世の中の流れはそうではなくて、すべての法律科目をもっと早くやっていくというふうには、前の方に倒していくことが要請されています。アメリカっ

ていうのは民訴といっても管轄とか証拠法だとかになっていて、民法の知識とかそういうこととかとは関係なしにやっているんですね。で、そういうふうには、特にjurisdiction、管轄の話なんっていうのは実体とは関係なしに手続保障とかそういう話でやっていけるから、かなり深い議論でもやれていると思うので、民訴と他の科目との関係をまったく切り離してしまうようなかたちでやれば、出来るのだと思うんだけど、やっぱりすごく難しいと思います。中身の話、ちよつと訴訟上の相殺とかいうふうなことをいったり、処分権主義だとかいうふうなことを

いったりしても、これが実体法の世界かどうかというふうになっているかということについてのイメージがないとうまくいかないのも、ものすごく無理なことを最近

は強いられるように感じます。ただ法科大学院制度ができてしまったので、手続法はもう法科大学院で本格的にやるんですよというふうな形で、北大の場合にはつながつていかざるを得ないような気もしているのですが、学部段階での教育のところは、ものすごくお茶を濁して興味のある人だけを相手にするという意味でいい加減だったと思います。

稲垣 法科大学院に入るときにも民訴が入試問題となっているので、結構難しいですよ。

町村 高見先生の作られる入試問題は難

しいですからね(笑)。

高見 そうだよな。

稲垣 複数当事者訴訟とか何年か前に出ていましたね。そうになると、ある程度は学生側の努力も必要だけど、それをどう引き出すかっていうのも難しい。

高見 やっぱ法科大学院に行くような人のグループと、そうでない人のグループがいるわけで、本当はその学部段階では、そうでない人たちにも手続きつていうものの重要性についてもなるほどっていうようなことをいわないといけないんだけど、全然成功していません。ものすごく学生の評判も悪いし(笑)。

稲垣 そんなことない。

高見 本当に学生評価は悪いんです。気にしているんだけど。でも学生の方はどうせ気にしてないのでしょとかっていうふうに戻ってくるし(笑)。いつも反省するばかりだったけど、うまくできなかった。

稲垣 それは、もう難しすぎるのが原因という気がする。レジュメが詳細で、難しすぎる。

町村 素材自体が難しすぎるっていうのもあって、サンデル先生のあの授業なんていうのをみるといいなって思うんだけど、民訴で取り扱うようなことをああいふ形でやっても、やっぱり議論にならないですよ。あれを成立させるためには、よっぽど勉強してきてもらわなけ

かるといふそういう形で、すごく最初から難解でした。そういうところがとつつきにくいところはあったのかもしれないですけど、でもちよつと勉強して聴くと授業の内容のレベルの高さを感じました。もう一回聴きたいぐらいですよ(笑)。

町村 僕が入ったときに、学部で、高見先生ちよつと病氣されて、復帰したばかりだったのですが、民訴Ⅱだから執行法ですよね。執行法については、新聞記事をいっぱい使った教材で、それをみて、すごいなあと思った覚えがあります。しかも授業が始まる前に、先生が説明会をされていました。

高見 そうですよ、執行倒産って、問題がはっきり見えてくるとおもしろいんだけど、そうじゃないものすごく面倒くさくてややこしい。だから、ちよつとでもみなさんが興味を持てるようにできるん

ればならなかったりするし。

稲垣 やっぱり基礎がないとなかなか法律の議論はできない。サンデル先生は実定法科目ではないですけど(笑)。

高見 やっぱり、日本人の意識っていうか、世界中どこでも普通の人々の意識というのは、手続より実体だと思っんです。だから、英米で手続というもののものすごく大きな価値があつて、みんながそのことの重要性を知っているし、知らないことを損をするという社会はすごく特殊な社会だろうと思います。だからそこそころは手続法の学者が世間の人たちに手続の重要性や面白さを知らせるように努めるしかないと思いますけども。

稲垣 日本人の意識として、裁判というのは遠いところにあるものだったので、そういうのも関係しているかもしれないね。裁判へのアクセスがすごく遠かったわけで、このごろは少し変わってきたが。

長屋 でもまだ、民訴は遠いですよね。裁判所が近くなったとしても刑訴の方で、裁判員だとか、刑事ドラマだとか、そういうイメージはすぐ出てくるんですけど、民訴は、実際はすごく近いのに、イメージとしては遠いところにある感じがします。

町村 先生のご研究で、裁判へのアクセスとか憲法と民事訴訟の関わりといった問題意識もお持ちでしたよね。

高見 私の関心で直接民事訴訟法が抱えている問題は、そうしたレベルの高い問題ではなくて、時間がかかるとか、弁護士を採るのが大変だとか、既存の資源で改善できるものだと思うのです。だけど、1980

年くらいになって、国際人権規約などのの中の手続権規定を使って解釈論を展開するような日本の学者が現れました。これには虚を突かれたというか、びっくりしました。私はアムネスティ・インターナショナルという人権団体に入っており、その中では国際人権規約などを根拠にして話をしますが、民事訴訟法の解釈論でも国際人権規約を援用する時代になったんだと。国際人権規約などが問題とするのは主に刑事手続なのですが、民事も含めて手続保障の重要性が国際法のレベルでも強調され承認されていることにもかかわらず民事訴訟法の方で使わなかったなあと思わされました。ただ、日本の民事訴訟法はそこまで行かなくても、もっと手前で改善するところがあるように思いました。

町村 憲法を持ちださなくても改善できるところというのは、具体的にはどのあたりなのでしょう。

高見 憲法や国際人権規約を持ち出さないと改善できないところというのは、民事訴訟の外の、非訟事件や家事事件のところだと思います。権利と権利の争いの民事訴訟は手続保障の出来る仕組みが長年にわたって周到に構築されてきたので、その枠

内でも解決できます。しかし、権利と権利の争いではない家事手続のような分野では、ドイツの審問請求権とか、国際人権規約などを持ち出すことが大きな手がかりとなるように思います。憲法を持ちださなくても改善できると思うところは、一般の民事訴訟手続の迅速化とか、簡易裁判所の敷居を下げるようなことです。

町村 いまのお話にも出てきましたが、先生はアムネスティの関係ではどのような活動をされていたのですか。

高見 アムネスティ・インターナショナルというのはもともと、暴力を使わないのに政府に拘束され、裁判も受けられない人々を「良心の囚人」と名付けて、その人達を救援するという趣旨で設立された団体で、当局に釈放を求める手紙を書くという活動をしています。日本では昭和46年に支部ができたらしいのですが、ちょうど学生紛争も終わり、何も変わらなかったという無力感がある中で、アムネスティの運動を見て、これなら自分でもできると思って始めました。

町村 いまでも続けておられるのですか。

高見 はい、そうです。

町村 札幌でも多くの人達が参加しているのですか。

高見 いや、少数の人達がグループを作っているだけです。これは自分の信条でやっているもので、法律家・研究者としての仕事とは全く別の頭でやっています。最近はず

ムネスティを研究したりする人も出ていますが、自分はそうではないです。

長屋 どのような内容の手紙なんでしょう。

高見 自由な言論をしたのに捕まえるというのは世界人権宣言の精神にも悖るし、おたくの国が入っている国際人権規約の何条に違反しますよ、速やかに釈放してくださいというような内容です。

稲垣 返事が来ることはありますか。

高見 返事が来ることはときたまあります。当局から返事が来るときは、ちゃんと裁判をして、これこれこういうことで刑の執行としてやっているということです。

稲垣 それは何語で書くんですか。

高見 英語です。英語しか書けないということもありますが、相手国の言葉で書くとうに疑われるので、全く第三者が人道的な理由でしているのだということを示すために、現地語は使わないわけです。

長屋 良心の囚人と言われる人たちがどれくらい、どこにいるのか、団体の方で調べられるのでしょうか。

高見 そうです。その調査をするのに、一人10万円かかるとか、色々説明を受けています。まあ、私たちはただ釈放の手紙を書くだけだから。

町村 話は変わりますが、札幌の暮らしに最初から馴染めましたか。

高見 はい、私は関西の伊丹の出身で、北



かもしれません。

長屋 先生のお宅は結構坂がきついですよ。大丈夫ですか。

高見 そうですね、確かにそうだけど、やはり山の上の方は下界を見下ろす感じで広々としているし、空気もいいし、それとのトレードオフです。

町村 高見先生は裁判所や弁護士さんと長いお付き合いがありますが、教育研究以外も含めて実務家の皆さんとお付き合いをして心がけてきたことはありますか。

国の暮らしというものに憧れがありました。最初の年に本当に雪が降って、ホワイトクリスマスというのも絵空事ではないんだという事で感動しました。今も毎年感動しています。それでせっかく北海道にいます。それからスキーを楽しみましたし、生活全般がとても暮らしやすいと思っています。

町村 先生の同僚の中には、例えば10月赴任の方がすぐ冬になってブルーな気分になるということも聞きます。あまり馴染めない方も多いのかと思っていました。

高見 そうですね、私が赴任した頃は、特に配偶者が冬の寒さ息苦しさに耐えられないので帰るとい人があるので、それをいかに引き止めるかということが教授会で話題になったりしました。それから比べると、住環境がすごく良くなったので、寒いから帰るといのはもうあまりないの

すが、古谷旬、中村研一の各先生が同じよ

うな時期に赴任してこられて、話がしやすかったし教えてもらえる環境があったこととです。若い人たちは、最近色々な大学から赴任してこられるから難しい面もあるけど、物理的にそばにいるという事を利用して気軽に意見交換なんかができるというですね。

町村 北大だと専門の近い人が身近にいますけど、そういう環境でない時も研究会を活用していただけるといいと思いますね。忙しすぎるのがネックですけども。

高見 どんどんな色んな雑用というか、行政事務みたいなものに教員が駆り出されますよね。学生の教育についても細かく客観的な形でどういう教育をしているか文書で提出させられたりして、自分の研究時間を確保するのは大変だけど、研究するのは学者のエゴだと言われても、それこそ学者のレーゾン・デートルで存在意義なので、そこから、その点だけはワガママを通せるような環境を維持できるといいと思います。大変ですけど、皆さん頑張っしてほしいと思います。

一同 頑張ります。先生、これからもよろしく願います。



(株)ライジングサンセキュリティサービス

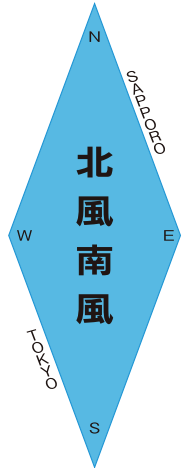
代表取締役 **八木 均**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1

電話 〇三三四六四一八〇一

FAX 〇三三四六四一五二二

www.rising-sun.co.jp



上野 徹
昭和40年卒業(第16期)

昭和四〇年に法学部を卒業して文藝春秋に入社、以後、週刊文春、月刊文藝春秋、書籍などの編集に関わってきた。仕事柄、著作権、プライバシー、名誉毀損など裁判と関わったことがいくつもあったが、中でも週刊文春平成一六年三月二五号の販売差し止め事件は忘れたくない。折しも問題の多い特定秘密保護法が成立したが、この特定秘密保護法には妙に週刊文春販売差し止め事件を連想させるものがあるような気がしてならない。

問題の記事は田中角栄の娘 田中真紀子議員の長女の離婚を報じたもので、これに対し長女側は三月一六日プライバシー侵害を主張、東京地裁はそれをうけて週刊文春発売禁止の仮処分を決定したのである。

一三時前後 「一四時審尋を開くので出頭せよ」通知

一六時三〇分 仮処分命令申立審尋

(第一回)

一八時〇〇分 第二回審尋

一八時三〇分 裁判官「これより決定準備にはいる」

一九時四五分 仮処分決定が文藝春秋にとどく

これが立花隆氏が「憲法が保障する言論・出版の自由に対して国家の側が加えてきたテロ行為である」とまで断じた決定までの経過である。ただひとりの裁判官によるわずか二時間の審尋で、命令書にはその理由も付されていず、対象物件である週刊文春を特定する書籍目録も「版型、A4版」と誤表記するなどはなはだ杜撰なものだった(正しくは「判型、B5判」で、A4版週刊文春など存在しない)。

結局この処分は二週間後東京高裁によって取り消された。その骨子は以下のとおりである。

「我が国における現行裁判制度の下において、離婚は、一般的には、望ましいことではないにしても、また、それを余儀なくされた当事者の痛みの点はともかく、それ自体としては、社会的に、非難されたり、人格的に負をもたらしものと認識・理解されるべき事柄ではないといふべきである」

「離婚は、前記のように、当事者にとつて、喧伝されることを好まない場合が多いとしても、それ自体は、当事者の人格に対する非難など、人格に対する評価に常につながるものではないし、もとより

社会制度上は認められている事象であつて、日常生活上、人はどうということもなく耳にし、目にする情報の一つにすぎない」

「(プライバシーの侵害はあるが)当該プライバシーの内容・程度にかんがみると、本件記事によって、その事前差し止めを認めなければならないほど、相手方らに、「重大な著しく回復困難な損害を被らせるおそれがある」とまでいうことはできないと考えるのが相当である」

長女側はこの高裁決定に控訴せず、高裁決定はそのまま確定した。長女側が控訴していれば、プライバシーと報道の関係について最高裁のルールが出ていたはずで、長女側が控訴しなかったのは残念なことだった。

これでまことに奇妙だったのは、この間、新聞もテレビも報道に際して「長女の離婚」に全くふれなかった(ふれることができなかった)ことである。テレビのニュースショーにもぎやかにこのテーマを取り上げたが、「離婚」の二文字を避けたため、わけのわからない番組になった。新聞も「離婚」を「記事の対象となった事項」(朝日)、「私事」(毎日)、「私生活」(読売)といった換え表記。これでは週刊文春を販売差し止めにするほどのものが何だったのか読者は知り得ないし、ましてや高裁決定が指摘した「プライバシー」と出版・表現の自由の問題など議論できるわけもなかった。憲法に関わる問題が目につける場で議論できない

という、まことにおかしいことになってしまったのだった。

折りしも特定秘密保護法の成立である。いま仮に特定秘密保護法に関わる事例が起こったとしよう。その場合司法は公の場でそれを論ずることができるようだろうか。特定秘密保護法の主旨からいって秘密裁判にならざるを得ないのではないか。我々が知るこのできないところで裁判が行われるということになりはしないか。いや裁判自体の成立さえ危ういのではないか。

「秘密」に関わる裁判を新聞やテレビはどのように報道するのだろうか。これは週刊文春の仮処分問題報道が、内容を明示できないままおこなわれたのと同じことではないだろうか。

表現規制はエロから、スキヤンダルからと耳に入りやすいものから始まる。今でいえばさしずめ「テロ防止のために」という錦の御旗であろうか。自民の石破幹事長のデモテロ発言にポロリと本音が出たような気がしてならない。法律は成立してしまえば必ず一人歩きを始める。個人情報保護法によって「個人情報」が一人歩きを始めたその後が、それをよく物語っているのではないか。

この事件について立花隆氏は「言論の自由」(『s』●●●)(文藝春秋刊)を緊急出版した。これは日本国憲法第二一条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」を考える上で必読の書と思う。是非読んでほしい。



志子田 徹
1993年卒業(第44期)

ロンドンから

イギリスに来て今春で2年になる。北海道新聞のロンドン支局長ではあるが、ヨーロッパには私1人しか記者がないので、実際には欧州全域がカバー範囲だ。フランス大統領選からドイツの脱原発政策、スポーツ関連まで、毎月のように各地を訪れている。

この原稿も、ベルリンで書いている。私がジャーナリストを志すきっかけを与えてくれたマチだ。1989年秋、東欧で民主化革命が起きた。若者たちが「ベルリンの壁」を打ち砕く姿に衝撃を受けて翌年、法学部3年の夏休みに東ドイツからルーマニアまで、東欧諸国を旅した。革命の熱狂や興奮はすでに去り、煤けて質素な街並みはむしろ暗い雰囲気だったが、出会った人たちは皆、驚くほど親切で、そして素朴だっ

た。質しいはずの東欧の人々はバブルに狂乱していた当時の日本より心豊かで、むしろ幸せな暮らしを送っているようにも見えた。

資本主義とはいったい何なのか、このまま続けば幸福な世の中になるのだろうか。当時、東の人々は豊かさを求めて西になだれ込み、体制崩壊につながったと言われた。社会主義は全否定され「資本主義の勝利」を当然視する風潮があった。だが、本当にそうなのか。疑問に思った私は「社会主義諸国の生みの親」マルクスの本をかじってみた。3年次のゼミでは、アメリカ政治の古矢旬先生が開講した「ダニエル・ベル『資本主義の文化的矛盾』を読む」を迷わず選んだ。

その後、日本政治が大きく変動する中で関心が広がり、4年次は行政学の山口二郎先生、さらに1年残って日本政治思想史の松澤弘陽先生のゼミに入っていた。新聞記者になつてからも主に政治・行政を担当してきたが、資本主義について大学時代に抱いた疑問は、ずっと解消されてない。

ロンドン着任後、欧州債務危機の震源地となったギリシャ取材で訪れた際に、あの時の東欧で会った人たちの思い出した。やはり親切で素朴な人々が多かったが、国の財政はマネーゲームに翻弄され、破たん寸前まで追い込まれていた。急激な緊縮財政で貧困層が拡大し自殺、犯罪が急増している。だが、今度は逃げられる「西側」は存在していない。

マネー資本主義の中心地ロンドンは、マルクスが亡命し生涯を終えたマチでもある。極貧の中で資本主義の矛盾と格闘していたマルクスが一時居住んでいた家は、今はレストランになりパブなどが立ち並ぶ歓楽街のど真ん中だ。店の前を通る時はいつも、墓地の胸像に刻まれた言葉を思い出し、酔いが少し醒める。「哲学者たちは世界を単にさまざまに解釈してきたにすぎない。だが、肝心なことは、世界を変革することである」。私にとってのロンドンはバッキンガム宮殿でもビッグベンでもなく、マルクスが闊つた地にほかならない。

弁護士法人成蹊総合法律事務所

弁護士

市川茂樹

(昭和46卒22期)

〒001-0021 札幌市中央区北五条西十二丁目二番地
電話 (011) 242-1126 三六
FAX (011) 242-1194 九四

札幌英和法律事務所

弁護士

田中敏滋

(昭和50卒26期)

〒001-0021 札幌市中央区大通西十一丁目半田ビル六階
電話 (011) 281-1441 四四
FAX (011) 281-1442 四二

法学部からのお知らせ

北海道大学では創基130年の挑戦として広く企業・個人・同窓生の皆様からご支援をいただき北大フロンティア基金を創設いたしております。皆様のご協力をお願い申し上げます。ご協力いただける場合は払込(振込)に際し、通信欄の6に○印を附し、法学部(研究科)と明記してください。法学部条西7丁目北海道大学法学部事務部(TEL706-13074)あてお問い合わせ願います。

払込取扱票(振込通知書)		払込票	
02790-01 64270		02790-01 64270	
東北アジア協会		東北アジア協会	
〒001-0021 札幌市中央区北五条西十二丁目二番地		〒001-0021 札幌市中央区北五条西十二丁目二番地	
電話 (011) 242-1126 三六		電話 (011) 242-1126 三六	
FAX (011) 242-1194 九四		FAX (011) 242-1194 九四	
○ 法		○ 法	

同窓あれこれ

「裁判問題研究会」

昭和61年卒業(第37期) 西田 伸生

「裁判問題研究会」(通称:裁研(さいけん))というサークルが北大に存在することを存じだろうか?私の大学生活の思い出は、この裁研に関する出来事では占められていると言っても過言ではない。

入学式の翌日だったと思うが、同郷の先輩の宮内隆さん(当時4年目、現(株)愛媛CATV社長)の下宿を訪ねた日が裁研の例会日だったことが運の尽き、いや、輝かしい北大生活の始まりである。宮内さんの指示で入会希望の新入生のフリをして例会を覗いたところ大歓迎を受けた。

その中に強面の面接官の如く北大の志望動機などを根掘り葉掘りしつこく訊ねる先輩が一人。それが鈴木賢さん(当時4年目、現北大法学研究科教授)であった。裁研メンバーには本当にお



愛媛県イメージキャラクター「みきちちゃん」

世話になったが、宮内・鈴木両先輩には特に可愛がってもらい、未だに頭が上がりません。

裁研では週2回の例会のほかに、藤女子大での新入生勧誘ビラ配り、大学祭での水飴煎餅売り、中村プロジェクト(当時顧問の中村睦男教授を前に1年目代表がレポーターを務める例会)、海や山での夏合宿、大滝セミナーハウスでの2泊3日の模擬裁判、各種コンパ等々年間を通して様々な活動や行事があったが、どれも印象深いものばかりであった。

特に、裁研の模擬裁判は劇として見せるのではなく、プロデューサーが設定した事実関係をもとに、数か月前から原告・被告に分かれて準備を進め、法廷では台本なしで徹底的に争い、裁判官は徹夜で判決を書き上げる徹底ぶり。4年目に強盗強姦殺人+放火容疑で起訴されながら、無罪を勝ち取ったことも裁研模擬裁判の醍醐味である。裁研の皆さんから頂戴したご恩、思い出は決して一生忘れません。

最後に「えひめ国体・大会」のPRを。我が地元愛媛県で第72回国民体育大会と第17回全国障害者スポーツ大会が平成29年開催予定!愛顔(えがお)で精一杯のお接待!皆様、この機会に是非ご来県を!!!

落ちこぼれ三十路法科大学院修了生の「再就職活動奮闘記」

2002年卒業(第53期) 山田 和弘



私は北海道大学法学部政治学履修コース(当時)を卒業後、今色々な意味で話題の北海道旅客鉄道株式会社に総合職として入社し、旭川車掌所、旭川支社輸送指令で合計3年間の勤務を経て北海道大学法科大学院3年課程に入學、政治科目は無類の強さを誇った(秀と優しかない!)反面、肝心の法律科目はめっぽう弱く(良と可しかない!)やつとの思いで修了しました。

しかし、そんな体たらくなので、新司法試験は3回不合格となつてしまいました。

この時点で既に33歳、重い腰を上げて次の人生を探さなければなりません。しかしここから想像を絶する苦難の連続です。

まず、公務員試験は30歳を過ぎた時点で多くの自治体の受験資格を失って

しまいます。僅かに門戸を開放している自治体も、縁もゆかりもないところばかり。たとえ合格しても本当にそこに行くのか、と二の足を踏んでしまいます。受験するだけでも交通費も宿泊費も掛かりますし。

次に、民間は、見かけ上公務員ほど年齢制限は厳しくありません。しかしながら、このご時世で企業も様々な人物を抱え込む余裕がありません。そこで、実際に30歳を過ぎて採用されるには、即戦力として何らかの分野に秀でている必要があります。新司法試験を3回も受けて不合格だった者は、当然ながら合格者と比べると、もうそれだけで多くの企業にとっては中途半端で、到底即戦力たり得ないとみなされてしまうのです。実にシビア。

もともと、私は3年間の社会人経験がありました。ならばこれを活かして:といたいところですが、既にお話したと通り経験職種は車掌と輸送指令。特技は車内アナウンス。ただでさえ特殊な鉄道業の中でも群を抜いて特殊な仕事を他業種で活かそうとしても、難易度が高すぎます。

それでも、民間の方がまだチャンスあり、とみて業種も職種も勤務地さえも妥協して様々な所に応募しましたが、No.1エントリーが当たり前の現代ではその段階での不合格が相次ぎ、その次の段階となる履歴書提出すらままなりません。漸く履歴書を出すに至っても、今度は面

接まで達しない。新司法試験3回目の不合格発表からの半年間で50社以上応募しましたが、履歴書を出した(出せた)のが約15社、面接までこぎつけたのが3社、最終面接まで行ったのが1社だけでした。後は見事に全滅。死屍累々です。ここでもオーバー30の年齢が重くのしかかりました。

それでも、最終面接まで行った1社(とある公益財団法人の法律系事務職でした)は、毎回4人の面接官が1人の受験者を囲むという雰囲気的にはかなり息の詰まる面接でしたが、頑張って最終合格を掴みました！

久しぶりの「合格」「採用」の響き。いいですね、やっぱり。

自分がこれまでの大学院時代から続いた長い試験勉強や社会人生活を通じて何を培ってきたのか、それが今の自分にどのように活かしているか、さらにはそれがその会社や社会にどう具体的に貢献するか、ということを徹底的に分析したことが功を奏しました。法科大学院で身に付けた論理的思考力は、就職活動にも大いに役に立ちました。

なお、私は血のにじむ思いで勝ち取ったその内定を何と辞退して、実は別のところにお世話になっていたのですが、その経緯は紙面が尽きてきたのでまたの機会にでも。それではごきげんよう。



昭和58年卒業(第34期)

宮内 隆



「なぜ愛媛から北海道に?!」。仕事で出会った方が私の経歴を知ると、必ずこういう反応をされる。日本の高校から海外の大学に直接入学するグローバルな時代になりつつあるというのに、このような。特に在京の人には、四国と北海道との距離感が、下手をするとハワイより遠いイメージなのかもしれない。

私が在学していた30余年前は、松山から札幌まで国鉄連絡船を二つも乗り継いでいたのだから、時間距離は確かに遠かった。ただ、そんなに離れた愛媛の地にも、北大同窓会「愛媛エルク会」が存在する。会員数は名簿上で180人を超し、顔ぶれは市長から転勤族の会社員、自営業者と多士済々。愛媛大学や松山大学の教員が大きなボリュームを占めて

いる。

このうち法学部出身は不動産会社経営の渡部文夫さん(昭46年卒)を筆頭に16人。北大裁判問題研究会の後輩だった西田伸生君(昭61年卒)とは今でも「二人同窓会」を開く仲。彼は県庁で国体運営調整課主幹として、俊野忠彦国体競技準備課課長(昭57年卒)とともに、3年後に開かれる愛媛国体の準備に取り組んでいる。また、この会を通じて、伊予銀行本店勤務の日吉浩司さん(平7年卒)など愉快な方たちとも知り合うことができた。年に2回の会合を通じて皆で酒を酌み交わし、「都ぞ弥生」で蛮声を張り上げている。北大から遠く離れているからこそ、会員の結びつきはより濃いものになっていると感ずる。

私はと言えば、憲法や刑法を学んで愛媛に帰り新聞記者をしていたが、10年ほど前から系列のケーブルテレビ局・愛媛CATVで仕事をするようになった。昨年6月からは社長を拝命している。市民メディア、地域の重要な情報インフラとして一定の評価を頂いているが、地方の厳しい経営環境の中で今後の展開を考えると、常に現状を打破するベンチャー精神が欠かせない。その意味では、北大で培ったフロンティアスピリットこそが、今の私の最大の武器となってくれているようだ。

「同窓会について思いを」

2002年卒業(第53期)

大西 岳



大学を卒業して十年余りが経過しますが、毎年楽しみにしているのが、札幌で年一回開催される亘理ゼミOBの集まりです。

ちなみに、私は現在釧路市役所で勤務をしており、釧路在住の身であります。が、亘理ゼミで幹事を拝命して以来、飲み会のセッティングはすべて私が、もちろん釧路からゼミOBの出欠の集約、札幌のお店の手配等を一手に引き受けております(笑)。

ここで、亘理ゼミ(当時は平成十二年度)の紹介を少し。亘理ゼミは亘理格先生(現在は第二十九代法学研究科長(法学部長))のもとで、行政法の有名な判例を取り上げて、毎回二名で報告するのが慣例で、ゼミ生は十五名程度。行政法ということもあって公務員志望の生徒が多かったのが印象的でした。そのゼミ生も、現在は、道内組は北海道庁をはじめ、札幌市役所、釧路市役所、行政書士、道外組は中国四国厚生局、奈良市役所のほか、民間組は有名企業などでそれぞれ勤

務しています。そういうえば、ゼミ生の中で一番優秀だった生徒は公認会計士に。道外へ出てしまった生徒とはなかなか会えませんが、幸いにも道内に残った六、七名には毎年会うことができます。亙理先生が退官される折には、普段会えない道外組にも協力してもらって、東京か札幌で一同に集って盛大に退官記念パーティーを敢行したいと思っています(個人的希望)。

さて、話は変わりますが、ここで、地元釧路新聞の巷論に掲載された投稿文を紹介したいと思います。タイトルは「同窓生がいなくなった 同窓会シーズンに思う人口減」。筆者は卒業した大学の同窓会の手伝いを二十年以上しているそうなのですが、最近異変が起きているとのこと。それは、各同窓生に宛てた「案内」が宛先不明で戻ってきてしまうことが戻ってくるのだそうです。人口減少の側面として①自然減(生まれてくる子供の数が減少し、お亡くなりになる方が増える)と②社会減(転職や親の介護などを理由に転出する事による減少)をあげて、①の影響もさることながら、地域経済の低迷などによる②の影響も少なからず同窓会に与えているのではないかと筆者は問いかけをしています。

この投稿文を読んで、北大法学部同窓会についてもあてはまることが少な

らずあるのではないか、と思ったのはただけでしょうか。最近は若者の同窓会加入率が低迷しているようですが、人口減少時代の中で、安定した会員の確保、また密な会員情報の共有が望まれるところですよ。同窓会が持続可能に発展できるよう、私も陰ながら応援させていただきますが、会員のみなさまのご協力もよろしくお願い申し上げます、私のチョット一言とさせていただきます。

おもてなし

2006年卒業(第57期)

松原 愛結



2013年の流行語に選ばれた「おもてなし」。広辞苑によるとその意味は、心を込めて客を歓迎するという事の様だ。

ところで、私は今ロシアで生活している。ロシアは2014年冬季五輪開催国だ。同じ五輪開催国として、ロシアのおもてなしについて書いてみようと思う。そもそも、「ロシアにおもてなし?そんなのあるのか」と思われる方がいるかも知れない。私自身もロシアに来るまでは、ロシア人は怖くて冷たそうだと勝手に思い込んでいた。しかし、実際に来て見ると百聞は一見に如かずと言う事を痛感した。

確かにほんの数年前までは客が店員の機嫌を伺い、客がもてなす側というのが普通だったようだ。しかし今のロシア、こと観光地に関しては、客は客としてもてなされ、街行く人たちも相応に優しい。当たり前な事と思われるかも知れないが、前述の通り、ネガティブなイメージしか無かった私にとっては衝撃的だった。

ただ、ロシアのおもてなしを受ける為には一つ注意点(コツ)がある。それは、先ず自分から何らかサインを投げないといけない点だ。これは日本と大きく異なる点と言えるかもしれない。例えば道に迷った時、周囲の人がそれを察して助けてくれる事は稀だ。しかし、自分から私は今困っているアピールをすると、相手は身振り手振りを交え、ロシア語の通じない相手に懸命にそして親身に対応してくれる。

一方でコツのいらないおもてなしもある。それはレディーファーストだ。ロシア人男性のレディーファーストは驚く程徹底されている。西洋諸国であればどこでも受けるもてなしかも知れないが、私個人の感覚としてはロシア人男性が一番紳士的なのではないかと感じている。

冬季五輪をはじめサッカーW杯等を機に今後ロシアを旅行先に選ばれる方が増えるかも知れない。ロシア旅行を楽

しむ為の合い言葉は「ズドラーストヴィチェ(こんにちは)」。ロシア人はきつと心をこめてあなたを歓迎してくれるはず。

良縁

2006年卒業(第57期)

星加 美佳



私は、法学部卒業後、ロースクール浪人生活を経て、北大ロースクールに入學、卒業し、新司法試験に合格後、現在所属している米屋林法律事務所で弁護士人生をスタートした。ロースクールに落ちたときは、ロースクールにすら合格しないんだから、司法試験は無理じゃないかと、新司に合格しても、就職難で就職できないんじゃないかと、弁護士になっても心配ばかりの日々である。ロースクール浪人中は、話を聞いてくれる先生方や法学部の同期生に支えられ、乗り切れたし、就職も説明会で最初に話を聞いた事務所に決まったり、今は今で、愚痴や不安を聞いてくれる友人がいて、何とか今日までやってきている。いい縁があつてこそ今である。縁はどこに転がっているかわからない。これからもっといい縁をたぐり寄せられるようにしたい。

人から聞いた話したが、北大のある先輩は「挫折を繰り返した方が、いい弁護士になる」と言っていたらしい。挫折はしたくないが、悩んだ分、不安な分、どこかで良縁を掴んで、成長できるかもしれないと思って、また、明日から頑張りたい。

法と心理学

2009年卒業（第60期）



井上 愛弓

私は現在、少年鑑別所で法務技官という、いわゆる心理職として勤務しています。2009年に北大法学部を卒業しましたが、学部生の頃は2年間、刑法ゼミに所属していました。ゼミでは判例を題材に学説について発表したり、模擬裁判などの比較的実務に近い形での実習があったり、毎回白熱した議論がありました。4時半から始まったゼミが10時まで続くことは日常茶飯事で、模擬裁判のときはほぼ徹夜で皆で準備したことを覚えています。学部生の頃は何も分からず、目の前のことに取り組みの必死で、睡魔と闘っていることも度々ありましたが、今になって振り返ってみると、そこで議論した内容はよく記憶に残っ

ていて、今の仕事にも役立つこともあるように思います。

法学部を卒業した後は、元々の関心もあって北大の文学研究科に進学し、心理学を専攻しました。何か研究でも法律の知識を生かすことはできないかという研究を調べていく中で、「法と心理学」という学問領域と出会いました。裁判は、法で人を裁く場ですが、人間が人間を判断している以上、さまざまな人間の内面の問題が影響することもあります。法と心理学は、そのような法では説明できないような問題を心理学の知見等を活かして科学的根拠に基づいた解決やプログラムの策定を目指すもので、比較的新しい学問領域です。最近では、被害者意見陳述制度や裁判員制度も始まったことで、国民感情が法の現場に取り入れられてきています。諸外国に比べて、日本でのこの領域の研究はまだまだ遅れをとっていますが、北大は日本の大学の中でも法と心理学の学問領域を最先端で扱っている場所ですので、関心を持っていただけたらと思います。

私は現在、主に非行少年をきちんと理解することや、その処遇の指針などを考えていますが、常に刑法や少年法等の根拠に基づきながら仕事をすることが求められます。北大で学んできた法学の知見を心理学の現場にも活かして、頑張っていきたいと思っています。

青函トンネルの思い出

2011年卒業（第62期）

清水 美公



当時東京に住んでいた私は高校1年生の時、上野から寝台特急北斗星に乗って北海道旅行に行った。

鉄道旅行では車窓からのながめも楽しんでいたが、特に印象に残ったのは青函トンネルである。この青函トンネル、開通したのは私が生まれた翌年の昭和63年で、私と1歳違いである。東京で生まれ育った私にとって、この53・85kmに渡る長大トンネルは、未知なる世界への入り口のように感じられた。

青森側からは約10本のトンネルをくぐり、青函トンネルに到達する。青函トンネルに入る直前に、乗客に教えるためではないだろうが、長い警笛を鳴らし進入する。海底をくぐるトンネルに入ってしまうえば約1時間はずっとトンネルの中。しかも継ぎ目のないレールを使ってるので、鉄道独特の「ガタンゴトン」という走行音もなく、「シャー」と滑るような音がひたすら続く。

そして気が付いたらトンネルを出て北海道に上陸する。トンネル1本抜けるだけでまるで別世界にきたような感覚

があった。現在、北海道新幹線がまず平成27年度中に新函館（仮称）まで開業予定となっている。

新幹線を通すための工事が進んでおり、平成25年11月には海底よりも深い位置にあった2つの駅が廃止された。思い出深い北斗星も廃止となるとという報道も出てきている。思い出にある列車や駅がなくなってしまうことはさびしいことではあるが、元々青函トンネルは新幹線に対応して作られており、むしろ本来の役目を果たそうとしているともいえる。

近い将来、北海道新幹線が開業し、新幹線が青函トンネルを通るようになってからすぐにでも乗りに行きたいと思う。

「大志を抱こう」

2000年卒業（第51期）

寺田 有美子



卒業後、大阪で弁護士になった。今年で9年目になる。御縁あって、アメリカ国務省のメンターシッププログラムなるもので、「メンター」（指導者側）を務めさせて頂いている。リーダーシップを学ばべく、英語で米国人講師の指導を受け、実践型のセッションでコミュニケーション

シヨンスキル等を高める。全員女性。「メンティー」(指導・育成を受ける側の学生)は、大学1〜2年生である。

さて、表題の件。メンティーの近況を聞き、驚いた。近頃、1年目から「秘書検定」を受けるのが流行りだとか。就職難の折、「みんながとっている資格はとっておいた方が無難」ということか。次は簿記だとか。在学中は資格試験続きのようだ。

我が身を振り返り、学生時代、馬術部の活動に明け暮れ、馬と仲間と寝食を共にして、親を泣かせた身としては、頭が上がないところもある。

しかし、優秀で勤勉な女子学生たちに私が抱くのは、敬意と危機感である。小さな事務所の経営者となり、採用面接を行うこともある。採用の目的にもよるのであるが、企業にとって「みんなと同じ資格」が魅力に映るとは考えにくい。

同じ感想を抱いたメンター数名と語る機会があり、憂いを共有した。それぞれの持ち場で活躍する彼女たちは、好き勝手なことをして、失敗をしたり、何かに夢中になった時間が、今、生きていると語る。

かく言う私の居る法曹会もいま就職難が叫ばれる。自身は、5年間刑事専門の都市型公設事務所に勤務し、移籍して法人の奄美支所にて約3年支所長を務めた。昨年2月に大阪に帰任。10月に独

立し、今に至る。おおむね好きなことをする機会に恵まれ続け、幸い食うに困ったことも無い。人の御縁と運に恵まれたというだけなのだが、自分が何をしたいのか、どう在りたいのか、が常に明確であることで、自分がしたいことに結びつくチャンスが自然に身近にやってくる、あるいはチャンスに自分から近づいている、という事実はあるように思う。

優秀で勤勉な女子学生たちには、是非、日本の未来を切り拓くリーダーシップを発揮して欲して欲しい。危機感をどうするか。コミュニケーションをとりあって、互いに良い影響を与え続けたいと思う。

さて、我が母校は如何に。相変わらず、皆好き勝手やってくれているだろうか。その時間が大切なのだ。ただし、やるならば、真剣に、全力で好きなことをしなければならぬ。懐深く、眼差し温かく、成績不良な私を見守り送り出してくれた恩師と母校に改めて感謝している。

就職難などものともせず、どうか、学生諸君には大志を抱き、自由に生きて欲しい。

おくやみ



今原慎治君の死を悼む

昭和26年卒業 (第2期)

松江 昭夫

平成25年6月7日、法学部同窓会第2代会長の今原慎治君が死去された。彼は、私と同期の昭和26年卒の法2期生である。

彼は卒業と同時に東京の野村証券に入社した。入社後めきめき頭角を現し、その後野村証券札幌支社長として赴任してきた。ここでも大いに成績を挙げ、本社の役員として東京に帰った。

彼は創造性に富み、きわめて積極的に事を進める。本社の既成の枠の中にとどまる彼ではなく、新しい分野を開拓し、積極的に動いた。今でいうベンチャービジネスへの投資である。また、「みらい証券」という

会社を設立し、将来性のある人材や中小企業を対象に証券投資を進めた。また国内だけでなく、アジア特に東南アジアを視野に事業を進めた。日本アジア投資株式会社、社長の会長として、日本経済の進展に貢献していた。

その彼が肺炎の為此の世を去ったのである。彼の死は惜みても余りある。ベンチャーキャピタルを立ち上げ、新しい経済分野へ進出した彼の果たした役割は非常に大きいものがあつた。経済界としては有能な人材を失い、その穴は容易に埋まらないと考えられる。彼は経済雑誌などに注目され、よく採り上げられたものだが、経歴として北大法卒という肩書が記され、法学部の名を高らしめる結果となった。

そのような彼の死は誠に残念である。彼に継ぐ有能なビジネスマンが排出することを願わずにいられない。彼の業績を評価するとともに、彼と同期であつたこと、さらに北大法学部同窓会としても誇りに思う。

ここに生前の活動に敬意を表すとともに、心からご冥福をお祈りする。 合掌

小林董和

(昭和44卒20期)

同窓会副会長(事務局担当)

〒001-0809 札幌市北区北九条西七丁目北大法学部内
Eメール tdespka@uns.hokudai.ac.jp

弁護士法人小寺・松田法律事務所

弁護士

小寺正史

(昭和50卒26期)

〒060-0042 札幌市中央区大通西十丁目南大通ビル六階
電話 (011) 281-1501
FAX (011) 281-1506

釧路同窓会

「平成二十五年度永友会活動報告について」永友会事務局

昨年の釧路は、五月に入っても肌寒い日が続き、本格的な春を感じないまま夏を迎えることとなった。六月に入り、最高気温も十五度を超える日が出てきたが、

クルビズの格好ではまだ少し肌寒い中、本会報への投稿のため、筆を執っている。

当会は、例年六月上旬に年一回の懇親会を開催している。昨年は六月五日（水）に釧路プリンスホテルでゲスト二名を含む十九名の参加を得て開催した。

会員数は、平成二十五年六月現在で三十三名を数え、職種は、経済界、法曹界、大学教員、地方議会議員、マスコミ、公務員等多岐にわたり、また、年齢層も幅広い。

昨今は、個人情報保護の関係もあってか、個人の出身大学の情報を得るのが難しくなっており、転勤族を多く抱える当会としては、引き続き、幅広く会員情報の提供をお願いしたいと思っている。

少し話を戻すが、懇親会では、当会始まって以来初めてのビンゴゲームを敢行し、景品を目の前に、大いに盛り上がり、場の雰囲気は温まったところで、恒例のテーブルスピーチが行われた。テーブルスピーチでは、近況報告のほか、久しぶりに大学に足を運んだ話が複数名からあ

り、学生当時と大きく変わった様子に驚いている会員が多かったように思う。話を聞いて、大学に足を運びなくなった会員もいたのではなからうか。大学に足を運ぶといえ、一昨年から始まったホームカミングデーがタイムリーであるが、昨年は九月二十八日（土）に開催されることで、一昨年の開催結果の資料を配布したうえでアナウンスが

東京同窓会

昭和54年卒業（第30期）

石川裕一

過去をふり返るひと時、我々人間は自らの経験を知らず知らずのうちに省みて、その経験の中からかけがえのない小窓を見つけ、その小窓を通して過去の風景を切り取り、現在を反省しまた将来の希望の糧を見出すことであろう。

昨年の法学部東京同窓会は、平成25年11月15日、東京銀座にて盛大に開催された。通常の会長挨拶のあと、懇親会までの約一時間を恒例の有名講師を招いての講演会を執り行わず、小窓の再確認となる映画『清き国ぞとあこがれぬ』の上映会を行いました。その後の懇親会にて建学の精神を語り合い、大学ランキングでは測ることができない北大の「のれん」の価値を互いに再確認しました。

明治45年寮歌「都ぞ弥生」は生誕後百年を経て、同窓生の間にて歌い続けられ

なされた。本会とともに、ホームカミングデーも多いに盛り上がることを期待したい。

テーブルスピーチが一通り終わったところで、恒例の「都ぞ弥生」を皆で斉唱し、最後は締め乾杯で今年度の懇親会は終了した。来年度は、テーブルスピーチでより明るい話題が多く提供されることを祈念して、本報告を終了する。

た曲で、映画ではその時代背景を照射しながら寮歌誕生の秘話を映し出しています。とかく西洋近代化一辺倒の時代の中、またフロンティア精神の中にあつて全人教育を重視するという、バランス感覚に優れた我母校のあり様を、豊かな自然を謳ったこの寮歌の中から感じたのは私ばかりではなかったと思います。「自然の藝術を懐かしみつ 高鳴る血潮のほとばしりて 貴き野心の訓えや培ひ 栄え行く我等が寮を誇らずや」この精神は二十世紀を経ても今後、末永く母校を誇れる歌詞と思います。北大生たる者、自然との共生を考え、私利私欲をすて人類発展のために寄与する精神を再度、常に小窓を通して見る事できることは至福のことです。素晴らしい寮歌を作り出した横山芳介先輩また赤木頭次先輩に改めて感謝をする会合となりました。



学部現状 法学部・法学研究科の動き

教員の動き

教員の退職・転出等

平成24年度末には、宮本太郎教授（政治学）が中央大学に、齋藤哲志准教授（比較法）が東京大学に転出されました。また、平成25年9月には、堀口健夫准教授が上智大学に転出されました。

助教の異動としては、平成24年9月に永下泰之氏が小樽商科大学に、平成25年3月に稲垣美穂子氏が北海学園大学に、同年7月に鄭明政氏が台湾国立勤益科技大学に、同年8月に川久保寛氏（平成25年4月採用）が神奈川県立保健福祉大学に転出等されました。

新任教員等

平成24年10月には、海外から、常凱教授（労働法・平成25年9月まで）、林素鳳教授（行政法・平成25年8月まで）、高影娥講師（民法）が本研究科に赴任されました。また、ブランイスラヴ・ハズハ特任准教授（知的財産法）が、本研究科准教授となりました。平成25年4月には、西村裕一准教授（憲法）、山木戸勇一郎

准教授（民事訴訟法）、徐行講師（比較法）が着任されました。同年10月には、田中啓之准教授（租税法）が着任され、また、海外から張千帆教授（憲法）、蘇義淵准教授（国際法）が赴任されました。助教として、平成25年4月には、五十嵐元道氏、李妍淑氏、千田航氏が、また、同年6月には戸井健太郎氏が採用されました。

学生の動き

入試と新入生

平成25年度の法学部入学者は183名（定員180名）で、道内出身者が99名（54.1%）、道外出身者が82名（44.8%）となっています。昨年度の道内出身者が52.7%であったことからみて道内勢は微増にとどまりますが、今年度、北大全体では道内勢が40.8%であったことと比較しますと、法学部ではその健闘が目立つといえるかもしれません。内訳では、現役が122名（66.7%）、過年度卒業生が59名（32.2%）です。また、男子学生が127名（69.4%）、女子学生が56名（30.6%）となっています。一昨年度

から導入された総合入試制度については、今年度の文系合格者が107名（定員100名）となっており、この中の約20%の学生が、平成26年度から法学部に移行する予定です。

卒業生と就職先

平成25年3月の法学部卒業生は、202名（男子153名、女子49名）です。就職した者は113名で、就職先は、公務員が35.4%（国家公務員8.0%、地方公務員27.4%）と最も多く、次いで金融保険業16.8%、情報通信業および教育・学習支援（いずれも7.1%）、卸売・小売業およびサービス業（いずれも5.3%）となっています。就職先が道外の学生は64名（56.6%）。昨年度は55.1%、道内の学生は49名（43.4%）です。進学者は39名、その他（公務員試験・大学院受験の準備など）は50名です。

札幌総合法律事務所

弁護士

中村 隆

（昭和55卒31期）

〒060-0801 札幌市中央区北五条西十二丁目十七ー二
電話 〇一一二八一一八四四八
FAX 〇一一二八一一八四五八

学生サークル紹介

榆法会

榆法会は法学部の自治会として、法学部が法学部と経済学部に分離した1953年頃に発足したと言われています。当時は法学部自治会として活発に活動しており、法律相談室や模擬裁判も榆法会の行事として行われていました。

現在、執行部の役員は5名で活動しています。当初、役員は学生から公募した後に選挙で決め、活動も各ゼミから選ばれた評議委員による信任を受けるという手続きを踏んでいました。しかし、現在では選挙は行われておらず、立候補者が競合した場合は話し合いで決定します。

榆法会は現在、ロッカールの管理、ソフトボール大会の運営、古書の買取・販売、六法・条約集の貸出、スポーツ用品の貸出、過去問データの配布を主な業務としています。ロッカールの管理は、現在はパソコンで一括して管理しています。スポーツ用品は主にバット・グローブを無料で貸出しています。ソフトボール大会は、以前は法学部大運動会の一部として実施されていましたが、1996年以降他の競技が実施されなくなったため、現在ではソフトボール大会と名称を変更して毎年9月中旬に開催しています。

大会後のビア・パーティーも打ち上げパーティーとして名前を変えて続いていましたが、法科大学院が設置された頃からは全体での打ち上げパーティーは実施せず、チーム毎に行っています。

以前行っていた活動には、楡法会刊行誌の「楡倶楽部」発行、新歓コンパの実施などがあります。楡倶楽部の「春の号」と「秋の号」は1996年度に廃止となり、「夏の号」は大運動会のパンフレットとして発行が続いていましたが、現在は楡倶楽部の名称は使われていません。そして新歓コンパも1997年を最後に実施されていません。これには教養部の廃止が多少関係していると思われます。

今後の計画としては、学部生間の交流の促進を図りたいと思います。2011年度より総合入試制度が始まり、2年次より移行生が入るようになりました。法学部で入学した学生は1年次から同じクラスに振り分けられるのに対し、総合文系で入学した学生は移行するまでは法学部生とあまり交流を持っていないため、中には馴染めない学生もいると思われます。そこで、楡法会で法学部生が交流を深めることができるような行事を新たに実施したり、またソフトボール大会により多くのチームが参加していたできるように告知に力を入れたりしていきたいと思っています。

中村 隆氏（昭和55年卒） 札幌弁護士会会長に就任



2013年度の札幌弁護士会会長に就任致しました。1年間どうぞよろしくお願い致します。

札幌弁護士会は、1974年に全国に先駆けて法律相談センターを立ち上げ、あまねく地域住民の皆様が当会所属弁護士に「いつでも、どこでも、気軽に」法律相談をしていただき、さらには紛争の解決をご依頼いただけるような万全の体制を整えております。現在弁護士による「一言アドバイス（ハロー弁護士相談）」、女性のための女性弁護士による相談（ほっとらいんぶーけ）、いじめ・虐待問題の相談（子供の権利110番）等、電話による各種相談、中小企業・個人事業主の皆様からの相談申し込みを電話で受け付け相談担当弁護士をご紹介する制度（ひまわりホットダイヤル）を行っているほか、札幌市内に3か所、市外に8か所の法律相談センターを開設し、地域住民の皆様身近な法律相談センターを目指しております。

また、間もなく3年が経過する東日

本大震災の復興復旧が正に現在進行形である現実を目を向けて今後もできる限りの支援活動を継続していきたいと思えます。さらに、札幌弁護士会はこれまで皆様の基本的人権の擁護と社会正義の実現に資する観点から様々な決議や会長声明を発表して来ましたが、今後とも民事司法制度の改革、捜査過程の全面可視化、裁判員制度をより良くするための検証、司法・弁護士会を担い地域住民の皆様のご期待に応え得る人材をいかに確保し養成するか等々様々な課題にも精力的に取り組んでまいります。

私達は、弁護士・弁護士会がこれらの使命を十分に自覚し、今後も皆様に寄り添い信頼いただける存在であり続けるため全力を注ぐ決意しております。今後とも一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日立ビル総合管理システム

ビルの安心、快適環境を創造します。



ビルのあれこれ
ベストソリューション。

株式会社日立ビルシステム

北海道支社

札幌市中央区北三条西4丁目1番地1
支社長 塩見 健治

楡苑第29号をお届けします。

従来7月～8月に総会のお知らせと一緒に発行しておりましたが、一昨年は、9月に、今回はとうとう歳を越してしまいました。

事務局長が体調不良で戦線離脱したことが直接の原因ですが、事務局長が倒れると事務局一人体制なので会長はじめ理事の面々も状況の把握が困難なことも重なって大切な会報の発行が今日になってしまいました。

楽しみにお待ち戴いた会員の皆様の期待に副えない結果になり、誠に申し訳無く存じます。ただ、編集委員の頑張りや会員の皆様の多大なご協力のお蔭で内容的には従来の紙面に見劣りしないものができたのではないかと考えております。お目通しの上ご批判、ご叱正、ご感想などお寄せいただければ幸甚に存する次第であります。

北大法学部同窓会 役員一同

協和総合管理株式会社

代表取締役

山本秀明

経理部長

高桑勝徳

小樽市若松二丁目八番地十五号

電話 〇一三四二二七二二三代表

FAX 〇一三四二二七四四

2012年度収支決算報告書

自 2012年7月 1日
至 2013年6月30日
(単位：円)

(収入の部)

(単位：円)

(支出の部)

(単位：円)

項 目	金 額			備 考
	予 算	決 算	前年度対比	
会費収入	2,700,000	1,851,000	61,000	終身会費 ¥50,000－×22名 ¥30,000－×1名 ¥20,000－×1名 ¥10,000－×5名 年会費 ¥3,000－×238名
広告収入	300,000	160,000	－131,000	会報27号 ¥10,000－ 会報28号 ¥150,000－
雑 収 入	500,000	114,709	－193,718	総会 ¥3,000－×38名
合 計	3,500,000	2,125,709	－263,718	

項 目	金 額			備 考
	予 算	決 算	前年度対比	
事 務 費	100,000	23,924	－277	
会 議 費	700,000	280,005	－127,482	懇親会 ¥144,505- 役員会など
印 刷 費	400,000	434,700	61,950	会報 ¥414,750-
交通通信費	1,000,000	894,823	74,041	会報発送 ¥772,070
助 成 金	200,000	200,000	－18,000	卒業生懇親会費用
謝 金	100,000	76,500	－28,750	厚谷名誉教授
人 件 費	900,000	900,000	0	事務局職員給与
雑 費	100,000	33,000	－2,275	郵便振替手数料など
合 計	3,500,000	2,842,952	－40,793	

単年度収支差 ¥2,125,709－¥2,842,952＝△¥717,243
次年度繰越金 ¥5,030,162
今年度収支差 △¥717,243
繰越金内訳 ¥4,312,919

繰越金内訳
預貯金 ¥4,308,045
現金 ¥4,874

同窓会費納入のお願い

毎年会員のみならずからの多大なるご理解とご協力によりまして、終身会費または年会費の振り込みをいただきましてありがとうございます。

同窓会活動の活発化を検討し、より親しまれる同窓会をめざすためにも、皆様の会費が資金源の大半であります。

会員の皆様には一層のご理解を頂きまして、会費納入にご協力下さいますようお願い申し上げます。

1. 会費

年会費 3,000円

終身会費 50,000円

(17年で償却ですから絶対お得です)
(5回までの分納が可能です)

2. 振込方法

○郵便局振込

同封の「振込票」をご使用下さい。振込手数料は同窓会負担です。

○銀行振込

北洋銀行本店営業部 普通1365501

北海道銀行札幌北口支店 普通045823

何れも北海道大学法学部同窓会

会長 向井 諭 名義

3. 住所変更(自宅および勤務先については随時受け付けますので、事務局までメールまたは電話にてご連絡をお願いいたします。)

2013年度法学部同窓会主要役員

会長 向井諭(26期)牧野英克(19期・東京)

副会長 水由末夫(15期)小林董和(20期)本間修(21期)

生島典明(27期)

顧問 小野寺彰(1期)鈴木弘泰(8期)松田昌士(10期)

中村睦男(12期)五十嵐美津夫(14期)

後藤徹(15期)上野徹(16期)相馬秋夫(17期)

監査 岡田信弘(25期)高橋智(35期)

編集後記

暑い夏が始まる頃、驚頭事務局長が体調不良で連絡が取れないと法学部サイドから連絡があった。

9月28日のホームカミングデーに総会を開く：ことになっていたはずが、総会どころか、例年その総会のお知らせを掲載していた会報「榆苑」の編集も手つかずであることが判明した。

私は一昨年からまた札幌市の生島副市長と共に副会長を仰せつかった関係で、急遽会長と相談の上、元事務局長の後藤さんの出馬を仰ぎ決算書類だけは準備をし、緊急役員会にお謀りしたところ、総会は予定どおり終える事が出来た。その延長で次の事務局長が見つかるまで小生が、事務局の留守番をすることになったのが、この暑い夏が終わる秋を迎えた10月の初めであった。鈴木編集長と打ち合わせながら諸賢のお力添えも戴いて、やや半年遅れの発刊となった次第である。内容的には鈴木委員長をはじめ編集委員の皆様、会員読者の皆様のおかげで中身の濃いものになったと自賛している。改めて皆様に感謝申し上げます。次第です。(小林記)

北大法学部同窓会報

榆苑第29号編集委員会

鈴木 賢(36期・編集委員長)

藤田雄貴(57期)

城下 裕二(34期)

佐々木美佳(41期)

石川裕一(30期・東京同窓会)